

令和6年4月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和6年4月18日（木）
開会：午前9時30分 閉会：午前9時50分
- 2 開催場所 新館大会議室
- 3 会議次第
 - 3月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第10号 大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第11号 大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第12号 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第13号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について
- 4 出席委員
島崎教育長、田村委員、周防委員、大西委員、関委員
- 5 事務局出席者
清水教育部長、鮫島教育部次長、杉江教育部次長、青山教育総務課長、中川同課長補佐、藤井同課企画総務係長、佐藤同課主任、北同課主事、藤橋教職員室長、上杉学校教育課長、沖本児童生徒支援課長、藤原学校給食課長、川瀬生涯学習課長、大南幼保支援課長、河井幼児教育指導監
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が4月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 全て公開

3月定例会議事録承認 一部修正の上、承認

教育長報告

○議案第10号 大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

【説明】

○青山教育総務課長 本件は、教育職給料表の適用を受ける職員が昇格する際の、昇格後の号給を定めている「昇格時号給対応表」について、県の教育職給料表昇格時号給対応表の改正に準じて改正するものであるが、教育委員会の会議を開く時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものにつき、教育委員会の承認を求めるものである。

改正内容としては、1級から2級へ昇格する際の一部の号給を、県の昇格時号給対応表と同様の号給へ改正したものである。

なお、現在のところ、1級から2級へ昇格する可能性のある職員はいないため、今回の改正による実質的な影響はない。

【質疑】

○田村委員 昇格させるときは、その時点での給料額より直近上位に上がると思うが、今回号給が下がる部分があるというのは、全体の給料表自体の金額が変動しているから、という捉え方でよいか。

○青山教育総務課長 先の人事院勧告を受けて、教育職給料表においても改定が行われており、それと連動したものとなっている。

○田村委員 改正後の号給が直近上位となっているということか。

○佐藤教育総務課主任 かつての給料表は、1号の幅が大きいものであったが、現在の給料表は号が細分化され、現在の4号分がかつての1号分に相当するものとなっている。かつての給料表においては、昇格させる際は直近上位の号給となるようにする、という考え方であったが、現在の給料表においてはそうではなく、昇格する際には、一定の金額は昇格前の給料よりも上がるように、と考えられている。今回の改正によって昇格後の号が下がったところにおいても、元の給料よりも上位の給料となるようになっている。

○田村委員 今回の改正部分に該当する人がいたとしても、本人の不利益になることはない、と考えてよいか。

○佐藤教育総務課主任 号自体はこれまでより下がるため、過去に昇格している職員との比較という観点も踏まえると、マイナスはないとは言いきれない。

先ほど、一定の金額は昇格前の給料よりも上がるように、と述べたが、これを人事院において計算され、昇格時号給対応表は作成されている。教育公務員に適用されるものについても、それを受けて作成されているものである。

○田村委員 基本的には、県費の教職員の号給対応表と同様にした、ということになるのか。

○佐藤教育総務課主任 そうである。

【採決】 承認

○議案第11号 大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

【説明】

○大南幼保支援課長 大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の会議を開く時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものにつき、教育委員会の承認を求めるものである。

大津市立幼稚園では、子育て支援の一環として、一時預かり事業（通常預かり事業及び特別預かり事業）を実施しているが、就労している保護者の増加や就労状況の多様化に伴い、一時預かり事業の利用を希望する保護者が増加しており、また、希望者の数は年度及び実施園によって変動している実態がある。そのため、通常一時預かり事業の定員については、利用希望に応じて毎年度調整の上、定める必要がある。

このことから、通常一時預かり事業の定員を原則の20人ではなく40人とする園を、規則において12園に特定していたところ、教育長が別に指定するよう改めている。

また、特別一時預かり事業について、夏季及び冬季の休業中においては一部の指定園での実施としていたところ、今後は全園での実施とすることから、夏季及び冬季の休業中の指定園での定員を最大80人としていた規定を削除している。

これら2点の改正に伴って、文言の整理並びに条の削除及び繰上げが生じている。

【質疑】

○関委員 夏季及び冬季の休業中の指定園での定員を最大80人としていた規定を削除したとのことだが、これは定員が減ったということか。

○大南幼保支援課長 指定園という複数園の園児が集まっていた制度における定員が最大80人となっており、今回これを削除するものである。

○関委員 指定園について、もう少し説明いただけるとありがたい。

○島崎教育長 これまでは、夏季休業中等は全ての園で一時預かりを行うのではなく、指定された一部の園で、複数園の園児が集まって一時預かりを行っていた。今後は、夏季休業中等も全ての園で一時預かりを行うことから、複数園の園児が集まって最大80人、という定めが不要となった。

○関委員 改正後は各園で定員40人以内となっているが、これまでの指定された園で80人以内と比べて、利用できる方の数はどうなるのか。

○大南幼保支援課長 これまでと比べて利用できる方の数が減るものではない。なお、園の管理上支障がない場合はこの限りでない、という例外規定を置いており、管理上支障がない場合は40人を超えて受け入れることも可能となっている。

【採決】 承認

○議案第12号 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

○議案第13号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について

【説明】

○青山教育総務課長 2件の議案は、令和6年4月1日付けの人事異動等に伴う所要の改正について、教育委員会の会議を開く時間的な余裕がなく、教育長が臨時に代理したため、教育委員会の承認を求めるものである。

議案第12号の大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正については、改正内容は2点あり、1点目は、専門員及び副場長の職がそれぞれ不要となったことから、当該職を廃止するとともに、一部の文言修正を行っている。

2点目としては、視聴覚ライブラリーの職員について、生涯学習センターの職員を充てると

しているところ、生涯学習センターに新たに副参事を配置したことから、規定を整備したものである。

議案第13号の天津市教育委員会事務決裁規程の一部改正については、改正内容は3点あり、1点目は、先述の専門員及び副場長の職の廃止に伴う規定の整備と、東部学校給食共同調理場の場長の職位の変更に伴う規定の整備を行っている。

2点目は、現状の運用に対して規定が明確でない部分を、規定が明確となるよう修正を行ったものである。

3点目は、各事務の決裁の区分について、市長部局に合わせるよう見直したものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

閉会 教育長が4月定例会の閉会を宣言